

※受理年月日	福岡県 小振	日
※受理番号	-8.1.22	
※備考	第 号	

変更届出書

令和8年1月22日

福岡県知事 殿

株式会社ミスターマックス・ホールディングス
代表取締役社長 平野能章
福岡市東区松田一丁目5番7号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミスターマックス春日ショッピングセンター
福岡県春日市下白水205番1の一部 外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻：午前9時 閉店時刻：午後10時

(変更後) 24時間営業

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～午後10時30分

(変更後) 24時間

3 変更する年月日

令和8年2月1日

4 変更する理由

営業政策のため